

高齢者（65 歳以上）補聴器購入費用助成事業 （令和 6 年 4 月開始）

聴力機能の低下により家族や友人等とコミュニケーションが取りにくい高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成することにより、高齢者のコミュニケーションを確保するとともに、聴力低下による認知症や閉じこもりを防ぎ、また高齢者の積極的な社会参加及び地域交流を支援し、高齢者の福祉の増進を図ります。

1 対象者

以下の全てに当てはまる方

- （1）紀宝町に住所のある満 65 歳以上の方
- （2）助成金の交付申請時において、本人及びその世帯に属する世帯員が町税等を滞納していない方
- （3）耳鼻咽喉科の医師による診察の結果、次の 2 つに当てはまる方
 - ・聴力レベルが 40 デシベル以上の方（片耳が高度以上の難聴の方も対象）
 - ・補聴器が有効だと認められた方
- （4）身体障害者手帳（聴覚障害）の交付対象とならない方
- （5）この事業の助成を受けたことのない方（1 人 1 回限り）

2 対象機器

以下の全てに当てはまる補聴器本体 1 台分及び附属品

- （1）医療機器認定を取得したもの
- （2）町の交付決定後に購入したもの

※交付決定前に購入したもの、集音器、レンタル、リースは対象外です。

※ここでの「補聴器」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関

する法律第 23 条の 2 の 23 第 1 項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成 17 年厚生労働省告示第 112 号）の別表第 3 の 361 の項に定める医療機器をいう。また、「医療機器認定」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 23 条の 2 の 23 第 1 項及び第 23 条の 3 第 1 項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた者の認証を受けていることをいう。（平成 17 年厚生労働省告示第 112 号）

3 助成内容

3 万円（購入金額が 3 万円に満たない場合は、購入実額（100 円未満の端数切り捨て）を助成します。）

※医療機関の文書料、診察料、検査料やその他諸費用は対象外です。

4 申請方法

1. 申請書（様式第 1 号）を役場へ提出してください。（郵送でも可能）
2. 助成要件の審査を行い、要件を満たした場合は、役場から申請者の方へ医師意見書の様式を送付します。（要件を満たさなかった場合は不交付決定通知書を送付します。）
3. 医療機関を受診し、医師意見書の証明を受けて、役場へ提出してください。
（証明が受けられない場合は助成できません。）
4. 助成決定通知書が届いたら、補聴器を購入し、購入店より領収書の発行を受けてください。
5. 助成金請求書（様式第 5 号）と領収書の原本を役場へ提出してください。
6. 助成金が指定口座に振り込まれます。（請求日から概ね 1 か月から 2 か月後の振込みになります。）